

5 相 続 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成16年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成17年10月31日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成15年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

2 用語の説明（平成16年分）

この章における用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 相続時精算課税適用財産価額 相続時精算課税適用者に特定贈与者である被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産がある場合、相続税の課税価格に加算されるその贈与された財産の価額をいう。
- (2) 暦年課税分贈与財産価額 相続人に相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合、相続税の課税価格に加算されるその贈与された財産の価額をいう。
- (3) 2割加算額 相続人の中に被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者等一定の者がいる場合、その相続人の相続税額に加算されるその相続税額の20%に相当する金額をいう。
- (4) 納税猶予 相続人が農地等を相続して継続して農業を営む場合には、相続税額から農業投資価格に基づき計算された相続税額を差引いた残額が、20年間納付を猶予される。

3 相続税の税率等（平成16年分）

法定相続分に応ずる取得金額	1,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	1億円以下	3億円以下	3億円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	50%
控除額	—	50万円	200万円	700万円	1,700万円	4,700万円

（使用方法）法定相続分に応ずる取得金額×税率－控除額＝相続税の総額の基となる税額

4 相続税の主な諸控除

(1) 税額控除

- イ 暦年課税分贈与税額控除 暦年課税分贈与財産価額がある場合、その贈与を受けた財産に対し課税された贈与税の税額に相当する金額が相続税額から控除される。

- ロ 配偶者の税額軽減

配偶者の租税負担を軽減するためのもので、課税価格の合計額の配偶者の法定相続分相当額（その金額より1億6,000万円の方が大きい場合は1億6,000万円）と配偶者の課税価格（実際取得額）とのうち、いずれか少ない金額に対応する税額が、配偶者の相続税額から控除される。

ただし、この軽減の対象となる財産には、相続税の納税義務者により仮装または隠ぺいされていた財産は含まれない。
- ハ 未成年者控除

未成年者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が満20歳未満の法定相続人である場合に、その相続人が満20歳になるまでの年数1年につき6万円の割で計算した金額が相続税額から控除される。
- ニ 障害者控除

障害者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が障害者でかつ法定相続人である場合に、その障害者が70歳になるまでの年数1年につき6万円（特別障害者の場合には12万円）の割で計算した金額が、相続税額から控除される。
- ホ 相次相続控除

被相続人が、今回の相続開始前10年以内に開始した相続により相続税を納付している場合に、前回算出された相続税額に一定の割合を乗じて算出された金額が、相続税額から控除される。
- (2) 相続時精算課税分
贈与税額控除

相続時精算課税適用財産がある場合、その贈与を受けた財産に対し課税された贈与税の税額に相当する金額が相続税額から控除される。
- (3) 遺産に係る基礎控除

5,000万円と1,000万円に法定相続人数を乗じて算出した金額との合計額が控除される。

5 - 1 課 税 状 況

(1) 課 税 状 況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
		人	千円
取 得 財 産 価 額		1,370	83,946,517
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		15	437,948
債 務 控 除 額		651	3,995,380
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		55	262,143
課 税 価 格		1,369	80,651,230
相 続 税 額	算 出 税 額	1,366	10,179,281
	2 割 加 算 額	85	84,592
税 額 控 除 等	計	1,366	10,263,873
	暦年課税分贈与税	27	53,991
	配 偶 者	181	2,640,892
	未 成 年 者	19	4,813
	障 害 者	36	43,772
	相 次 相 続	33	80,844
	外 国 税 額	—	—
計		293	2,824,312
差 引 税 額		1,225	7,439,561
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		6	20,206
小 計		1,224	7,419,354
納 税 猶 予 額		4	97,666
納 付 税 額		1,223	7,321,688
還 付 税 額		×××	×××
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額		—	—
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		339	32,710,000

調査対象等：平成16年中に相続が開始した被相続人から相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成17年10月31日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

（注）1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。

2 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

区分 年分	課 税 価 格		相 続 税 額	税 額 控 除 額	納 付 税 額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人
12	1,338	79,874,235	11,286,668	3,168,824	1,222	8,097,606	321
13	1,409	79,276,117	10,906,009	2,588,496	1,287	8,242,264	337
14	1,179	74,950,606	12,070,664	3,672,815	1,056	8,396,233	300
15	1,120	65,495,749	8,082,963	2,471,166	1,011	5,600,313	293
16	1,369	80,651,230	10,263,873	2,824,312	1,223	7,321,688	339

（注）この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 申告及び処理の状況

年 分	区 分	課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本 年 分	申 告 額	人 1,377	千円 80,611,893	人 1,234	千円 7,367,867	人 339
	修正申告による増差額	17	570,513	26	45,575	13
	更正による増差額	—	—	—	—	—
	更正等による減差額	38	△ 541,181	39	△ 91,819	12
	決 定 額	×××	×××	×××	×××	×××
	計	実 1,369	80,651,230	実 1,223	7,321,688	実 339
過 年 分	申 告 額	86	4,397,585	79	365,544	33
	修正申告による増差額	260	3,435,733	387	618,175	109
	更正による増差額	21	864,549	22	260,639	6
	更正等による減差額	115	△ 1,447,673	150	△ 339,123	56
	決 定 額	8	347,329	8	28,970	5
	計	実 89	7,597,523	実 72	934,206	実 33
合 計	申 告 額	1,463	85,009,478	1,313	7,733,411	372
	修正申告による増差額	277	4,006,246	413	663,749	122
	更正による増差額	21	864,549	22	260,639	6
	更正等による減差額	153	△ 1,988,854	189	△ 430,942	68
	決 定 額	9	357,334	9	29,036	6
	計	実 1,458	88,248,753	実 1,295	8,255,893	実 372

調査対象等：「本年分」は平成16年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成17年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。

「過年分」は平成15年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成16年11月1日から平成17年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成14年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成16年7月1日から平成17年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。

(4) 加算税の状況

区 分	過 少 申 告 加 算 税		無 申 告 加 算 税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	人 2	千円 97	人 22	千円 2,809	人 —	千円 —
過 年 分	321	74,719	146	71,906	32	31,752
合 計	323	74,816	168	74,715	32	31,752

調査対象等：「(3)申告及び処理の状況」と同じである。

(5) 税務署別課税状況

項 目 署 名	課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
那 覇	人 449	千円 27,582,194	人 406	千円 2,753,577	人 109
平 良	22	1,579,674	21	145,141	5
石 垣	26	1,285,609	21	69,018	6
北 那 覇	318	19,171,130	282	1,548,182	87
名 護	51	2,028,725	46	136,186	9
沖 縄	503	29,003,898	447	2,669,584	123
計	1,369	80,651,230	1,223	7,321,688	339

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

5 - 2 相 続 財 産 価 格 階 級 別

人員、課税価格、税額、法定相続人員別の被相続人数

(単位：人・千円)

階級別 区 分		課 税 価 格 階 級								
		1 億円 以 下	1 億円 超	2 億円 超	3 億円 超	5 億円 超	7 億円 超	10億円 超	20億円 超	合 計
被相続人の数		34	152	75	63	7	6	1	1	339
課 税 価 格		2,910,085	22,067,547	18,924,732	24,066,436	4,019,184	4,786,893	1,684,224	2,152,792	80,611,893
内相続時精算 課税適用財産額		—	181,591	109,396	26,433	120,529	—	—	—	437,948
内暦年課税分 贈与財産価額		21,204	42,473	35,481	116,386	34,652	10,000	—	—	260,195
納 付 税 額		58,037	729,659	1,350,048	2,945,188	530,393	902,395	265,581	586,566	7,367,867
法定 相 続 人 員 別 被 相 続 人 数	0人のもの	—	2	1	1	—	—	—	—	4
	1人々	10	7	4	2	—	—	—	—	23
	2人々	9	18	3	8	—	1	—	—	39
	3人々	10	18	8	5	—	1	—	—	42
	4人々	5	23	10	12	—	2	—	—	52
	5人々	—	38	15	8	1	—	—	—	62
	6人々	—	26	18	10	3	1	—	—	58
	7人々	—	9	5	8	2	—	—	—	24
	8人々	—	4	6	5	—	—	—	—	15
	9人々	—	6	3	2	—	1	1	—	13
	10人々	—	—	2	2	—	—	—	1	5
	10人超	—	1	—	—	1	—	—	—	2
法定相続人数		78	696	387	315	53	28	9	10	1,576

調査対象等：平成16年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成17年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

5－3 相 続 財 産 種 類 別

被相続人数、財産価額

財 産 等 の 種 類		被 相 続 人 の 数	取 得 財 産 価 額
土 地		人	千円
	田（耕作権及び永小作権を含む）	25	231,985
	畑（耕作権及び永小作権を含む）	140	7,543,329
	宅 地（借地権を含む）	318	40,781,704
	山 林	30	865,647
	そ の 他 の 土 地	202	13,398,828
	計	実 334	62,821,493
家 屋、構 築 物		277	4,006,741
事業用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	16	93,376
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	8	49,293
	売 掛 金	10	51,075
	そ の 他 の 財 産	22	241,856
	計	実 37	435,600
有価証券	特定同属会社の株式及び出資	47	1,657,297
	同上以外の株式及び出資	103	246,072
	公 債 及 び 社 債	14	115,731
	投資・貸付信託の受益証券	21	100,662
	計	実 140	2,119,762
現 金 預 貯 金 等		328	9,482,997
家 庭 用 財 産		108	31,686
その他財産	生 命 保 険 金 等	27	839,959
	退 職 金 及 び 功 労 金 等	12	596,114
	立 本	—	—
	そ の 他	192	3,556,510
	計	実 200	4,992,583
相続時精算課税適用財産価額		8	437,948
債 務		270	3,460,022
	葬 式 費 用	328	516,423
	計	実 331	3,976,445
差 引 純 資 産 価 額		実 339	80,352,366
暦年課税分贈与財産価額		24	260,195
課 税 価 格		実 339	80,611,893

調査対象等：平成16年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成17年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注）「被相続人の数」欄の「実」は実人員を示す。